

徳島地方・家庭裁判所委員会（第13回）議事概要

1 開催日時

日時 平成23年2月8日（火）午後2時

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 地裁委員

石川榮作委員，菊池洋一委員〔委員長〕，齋木稔久委員，榊勇委員，高橋信子委員，中川善雄委員，米田豊彦委員

(2) 家裁委員

井上律子委員，枝川哲委員，太田善康委員，大塚幸雄委員，大西英治委員，加渡いづみ委員（，菊池洋一委員〔委員長〕，中川善雄委員）

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 委員長選任

(5) 意見交換，テーマ「裁判員裁判について」「労働審判制度について」 下記5のとおり

(6) 次回開催期日，テーマ等

おって決定

(7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換について（○：委員，□：説明者）

要旨

(1) 裁判員裁判について

□： 裁判員制度につき説明

○： 私は20年程前に検察審査会の補充員に選ばれたことがある。11名の検察審査員と同じように会議に参加していろいろ意見を述べ、貴重な経験をさせていただき、参加してよかったと思っている。裁判員は重い事件に関わり、検察審査員と違ってプレッシャーがきついのではないかと。参加してよかったという方だけでなく、参加して負担になる方もいると思うが、今後そのような方のフォローが必要ではないかと。

□： 裁判員が重い事件を担当されていることは理解しており、これはチームとして判断するのであって一人で責任をかぶる必要はないといったことを折に触れて話すようにしている。また、精神的負担が重いという方のために、メンタルサポートの電話番号を紹介し、相談者のプライバシーはきちんと守ら

れるのでそちらに相談することもできる旨話している。

- ： 送っていただいた「司法の窓」に、選ばれる前はあまりやりたくなかったという人の割合は55.7パーセントであったが、選ばれた後やってよかったと思った人の割合は96.7パーセントであったという記事があった。裁判員に不安的な要素はなかったのか疑問に感じていたのだが、今話を聞き、フォロー態勢ができていますのでこのような高い比率になったのかなと感じた。
- ： 新聞等を拝見すると、候補者に選任されても呼出に応じない人がいるとのことである。病気や高齢でもないのにやりたくないとの理由で出てこない人がいると思われる。裁判所は、自覚と責任をもって参加することに耐えられないと考えて呼出に応じないような人にはどう対処されているのか。
- ： 全く連絡がないと、正当理由があるのか判断しかねる。法律上は正当な理由がないのに出頭していただけないと過料ということになるが、私は過料を科した例は存じ上げない。徳島ではこれまで9件実施したが、最初に選定した人のうち3割から4割くらいはお越しいたげているというのが実情であり、参加意欲は高いのではないか。
- ： 被告人の一生を左右する重い判決に関わることはとてもできません、というような方もおそらくいると思う。正当な理由がない限り辞退は認められず、半分国民の義務として強制されているわけだが、裁かれる人からすれば、そのような人が参加するのはどうかなと素朴な疑問を感じたので質問させていただいた。
- ： 社員のところに突然通知が来たことがあった。通知が来たら必ず行かなければならないのか。それとも今年なりますよ、という通知が来るのか。また、会社はその人が必要だから雇っているのであって、連続4日、5日間ですぐすみすよというが、参加するとなると代行の人間が要る。そのようなことになっても、国民の義務だからそのままということか。
- ： 名簿に載りました、という通知が来たからといって必ずお越しいただくことになるわけではない。具体的に裁判員裁判をいつからいつまで行うか決まったら、名簿から抽選で選ばれた方にこの事件で何日から何日までお時間を下さいという呼出状を送る。そうすると、会社の方に何日から何日まで裁判員になる可能性があるとの話がくることはあるかと思う。御本人の労務が重要で業務上差支えがあるということは辞退事由に当たる場合があるので、御本人から差支えがあるとお返事をいただき、その点書面で審理できればお越しいただくことはないし、詳しく事情を伺わせていただきたい場合は一度お越しいただくが、お話を聞いて辞退が認められればそれで終わる。辞退が認められなければ、抽選で裁判員に選ばれる可能性はある。
- ： 呼出を受けてから実際に行くまでの期間はどれくらいか。
- ： 原則として6週間前までにお送りすることになっている。代わっていただ

く手配ができるようできるだけ早目にお知らせしている。

○： 私どもの事業所には当初御案内があったので制度を熟知することができ、就業規則を改定し、特別休暇を与えることで対応しているが、全ての企業がそのような状況ではないと思う。スタート前は裁判員制度の広報活動をいろいろとされていたと思うが、引き続き企業及び一般の方々に制度の理解を求め必要があると思う。

○： 裁判所に行くことは上司に話してもよいのか。

□： 上司の決裁をいただく必要があるだろうから、裁判所に行く必要があるとの話をさせていただいても問題はない。

○： 選任手続期日で選任されるのは6名だが、実際には何倍も集まるのか。

□： 選任されないと、予定を空けていただいたがそのままお帰りいただくことになるので、できるだけそのような方が少なくなるように手続を進めさせていただいている。ただ、裁判員6名、補充裁判員2名を選ぶとすると、検察官、弁護人はそれぞれ5名ずつ何も理由をつけずに不選任を申し出られることになっているので、最低18名はいないと手続が成り立たない。また、当日事情を聞いたら辞退が認められる可能性のある方、当日突然病気になる方もいると思うので、どうしてもある程度多めにお越しいただく必要がある。

徳島の実例で言えば、前回、前々回は70名を選定し、最終的にここにお越しいただいたのはそれぞれ26名、28名である。それまでは37名にお越しいただいたりしており、できるだけ御負担が少なくなるよう努力している。

○： 補充裁判員は裁判に出席するのか。それとも控えているのか。

□： 法廷の中に入り、審理も全て見ている。

○： 裁判所としても広報の重要性は認識しており、制度開始前の熱意からするとちょっとという御趣旨かもしれないが、今でも憲法週間等の機会に広報活動に取り組んでいる。マスコミの皆様には裁判員裁判につきよく取り上げていただき、感謝している。

(2) 労働審判制度について

□： 労働審判制度につき説明

○： 勤務時間後も自分の都合でパソコンを見ていたりして勝手に残っている者にも、時間外労働の賃金を支払わなければならないのだろうか。

□： 実際の労働事件の中には、タイムカードの時間であっても実質的には仕事をしていないから時間外労働から除くべきであるというケースもある。ケースによってどう評価するかは分かれてくると思うが、そのようなことが本当に争われるケースは、3回以内での解決を図る労働審判には向いてないかもしれない。

○： 本人でも簡単に労働審判の申立書を書くことはできるのか。

□： 本人でも申立てはできるが、全国統計を見ても、労働審判は通常訴訟より

代理人がつく割合が高い類型だと言える。迅速に解決できる手続であることに重点が置かれていて、迅速に進行するための準備は本人だけでは難しい部分があり、代理人依頼率が高いのではないだろうか。

- ： 例えば派遣社員の場合、当事者間の契約というのはどのように確認するのだろうか。
- ： 審判の当事者間に契約があったかどうか争われるケースということになるだろうか。労働審判は、異議申立てがあれば、それだけで失効して訴訟に移行する制度であり、当事者間に自主的解決の機運があることを前提としているが、契約関係が争われるケースでは、このくらいで話しましょうという解決が難しいのではないか。

以 上